



週報Rotary



所沢西ロータリークラブ

RI 第2570地区第3グループ

会長 内田 学
幹事 高橋 和男

会長エレクト 堀江 大

クラブ管理運営委員長 本橋 源太郎

例会場 〒359-1127 所沢市星の宮1-3-5 ベルヴィザ グラン TEL 04-2923-4122
事務局 〒359-1143 所沢市宮本町2-22-25 角田ビル3F TEL 04-2926-1666
例会日 毎週火曜日 (PM12:30~13:30) FAX 04-2926-5151
E-mail nishirc@dream.ocn.ne.jp <http://www.tokorozawa-nishirc.net/>

四つのテスト 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

1. 点鐘…会長 2. 斉唱…ロータリーソング 3. 来賓紹介 4. 会長、幹事報告 5. 委員会報告

第 1477 回例会 2017・5・23

卓 話	例会当番	記念祝福
5/23 仁シェーションスピーチ 内野 忍様 金岡 悟様 恒良 裕子様	本橋 源太郎	
5/30 例会振替 親睦旅行 5/28~5/29 伊豆稲取		

■出席報告	
月 日	5/16
会員数	29
出席者	26
出席率	89.7%
前回修正	—

会長の時間 内田 学

皆様今日は。今日は、今話題になっている、寄生虫アニサキスについて話したいと思います。

テレビ番組でお笑いの庄司 智春さんが、自分自身の経験談を話していましたが、白いイトミミズのような虫です。

産直が流行して、新鮮な魚介類が、手軽に手に入る様になり、テレビで放送され、皆も気にかかる事と思われそうですが、冷凍と加熱をすれば死滅します。

美味しい魚を召し上がりください。

副幹事報告 石井 秀夫

❖ロータリー希望の風チャリティー講演会 心豊かに自分らしく生きる ~つながる よりそう~
…6月15日(木) 18:30開場

本庄市民文化会館

❖2017-2018年度 公共イメージフォーラム開催
7月9日(日) 12:30~ 紫雲閣

❖ハイライトよねやま 206号

❖第2570地区米山記念奨学学友会総会 及び
2017年度新規奨学生歓迎会のご案内…

6月4日(日) 総会 16:00~ 川越東武ホテル

❖週報…飯能RC、狭山中央RC

ニコニコボックス 吉田 栄治

新所沢ロータリークラブ 会長エレクト 幸森 康夫様

本日は宜しくお願ひします。他クラブの勉強に参りました。

新所沢ロータリークラブ 幹事 國分 義明様

本日は勉強させて頂きます。

内田 学 所沢警察署様 本日は宜しくお願ひ致します。ゴールドを頂いております。大切にします。

堀江 大 柳様宜しくお願ひします。幸森さん、國分さん ようこそ。

室伏 秀樹 5月13日(土) 地元の寺の祭典があり、朝から大雨、準備をしたのになあ〜。卓話の所沢警察署 よろしくお願ひします。

本橋 正夫 本日はお世話になります。交通安全講習の為、所沢警察署の皆様御苦勞さまで。

石井 秀夫 所沢警察署 柳様 河村様本日は有難うございます。卓話どうぞ宜しくお願い致します。

本橋源太郎 柳さん今日は宜しくお願いします。

鈴木 伴忠 柳先生 河村先生 本日の卓話宜しくお願いします。

荻野 陽一 前回欠席しました。

卓話 『交通安全講習会』
埼玉県所沢警察署 兼 埼玉県警察本部
交通企画課
交通安全教育講師 柳 みか様
埼玉県所沢警察署 交通課
交通総務主任 河村 匡哲様



次のような

「危険行為」で3年以内に2回以上摘発されると・・・

「自転車運転者講習」の受講が命じられます！

自転車運転者講習の受講が命じられると・・・

- ① 3ヶ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。
- ② 講習は3時間で、受講者《違反者》の特性に応

じた個別的指導を含むものです。

- ③ 講習手数料は5,700円（標準額）です。
- ④ 命令に従わず、講習を受けないと・・・5万円以下の罰金刑に処せられます。



「自転車運転者講習」受講義務の対象となる14の「危険行為」

- * 信号無視
 - * 通行が認められ（許可され）ている歩行者道路での歩行者妨害
- * 路側帯での歩行者の通行妨害
- * 信号のない交差点等での優先車両（左方車・優先道路車）の通行妨害等
- * 環状交差点での安全進行義務違反等
- * 歩道での歩行者妨害等
- * 酔い運転
- * 通行禁止道路（場所）の通行
 - * 警察署長の許可を得た場合は除きます。
- * 歩道通行や、車道の右側通行等
 - * 道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。
- * 遮断踏切への立ち入り
- * 右折時における直進車や左折車への進行妨害
- * 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
- * ブレーキ不備・不良な自転車の運転
- * 安全運転義務違反
 - * 傘さし運転やスマホ運転なども該当することがあります。

柳様 河村様には沢山の資料と映像を使って、丁寧に詳しくご指導いただきました。

今週の担当 須澤 一男